

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ~ 令和9年3月31日までの 4年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 : 採用者に占める女性の割合を40%以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

- ★ 5年6月～ 女子学生の応募を増やすため、ホームページの採用ページの内容を見直し、改定する。
 - ★ 5年6月～ 女子学生の在学中の実習等を積極的に受け入れる。
- ※上記取り組みを毎年度実施する。